

食品安全委員会の3月の運営について

1. 食品安全委員会の開催

第369回 3月3日（木）

(1) 食品健康影響評価の要請

- ・以下の案件についてリスク管理機関から説明

添加物(1品目)	アンモニウムイソバレレート
----------	---------------

(2) 各専門調査会における審議結果についての報告

- ・各専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

肥料・飼料等専門調査会(1品目)	アピラマイシン
------------------	---------

(3) 食品健康影響評価

- ・以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

農薬(1品目)	エチクロゼート
---------	---------

(4) 平成21年度及び平成22年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価（案）について、事務局から説明後、案のとおり決定

(5) 食品安全委員会の2月の運営について事務局から報告

第370回 3月10日（木）

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

- ・「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の『生食用鮮魚介類』、『生食用かき』、『冷凍食品』及び『容器包装詰加圧加熱殺菌食品』の加工基準等に規定されている『化学的合成品たる添加物を使用してはならない』の例外規定として、『次亜塩素酸水』をそれぞれ追加すること」は、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された

(2) 食品健康影響評価

- ・以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

動物用医薬品及び飼料添加物(1品目)	セデカマイシン
遺伝子組換え食品等(1品目)	HxR-No. 1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム
新開発食品(1品目)	ポリフェノール茶

(3) 食品安全関係情報（2月11日～2月25日収集分）について事務局から報告

第371回 3月22日（火）

○ 食品健康影響評価の要請

- ・ 食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めることについて厚生労働省から説明
- ・ 食品から検出される放射性物質のモニタリングやモニタリングの対象範囲について質疑が行われた上、本件については、現在の状況を踏まえて速やかに審議を進めることとし、委員会に専門家を招聘して、まずは当面緊急にリスク評価が必要な事項を整理し、その結果をとりまとめることとなった
- ・ なお、調査審議を求める専門家及び今後の審議日程については、委員長一任となった

第372回 3月23日（水）

○ 「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関する食品健康影響評価について

- ・ 事務局及び滝澤専門参考人より説明後、審議が行われた
- ・ 本件については、緊急的に結果をとりまとめるため、①国際放射線防護委員会（ICRP）を基本とし、②核種としてヨウ素131と放射性セシウムを対象とし、③可能な範囲で摂取量のデータも参考にすることとされた

第373回 3月25日（金）

○ 「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関する食品健康影響評価について

- ・ 事務局から、①検討の対象となる核種の概要、②チェルノブイリ原発事故の際の影響、③ICRP、WHO、原子力安全委員会環境ワーキンググループ等が発表している放射線影響に関する知見等について説明
- ・ 専門家による審議が活発に行われ、①とりまとめにおいて、仮に単位を伴う数値を用いるとしたら、その単位には「シーベルト」（Sv）を用いることが適当であること、②本日の議論を、放射性物質に関する緊急とりまとめ（仮称）として整理していくこと、について合意が得られた

第374回 3月28日（月）

○ 「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関する食品健康影響評価について

- ・ 事務局から、追加資料を説明した後、「放射性物質に関する緊急とりまとめ（仮称）」（議論のためのたたき台）について議論した
- ・ 専門家による審議が活発に行われ、緊急とりまとめに関しては、放射性ヨウ素（ヨウ素131）に関して、十分に安全側に立った結論であるとして、「現時点の判断として、年間50 mSvとする甲状腺等価線量は食品由来の放射線曝露を防ぐ上で相当な安全性を見込んだものであると考えられた」ことについて合意が得られた
- ・ 放射性セシウム（セシウム134、137）に関しては、次回の委員会会合までに案を整理することとなった

第375回 3月29日（火）

- 「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関する食品健康影響評価について
 - ・ 事務局から、「放射性物質に関する緊急とりまとめ（仮称）」（議論のためのたたき台）及び参考資料について説明し、「緊急とりまとめ」の付録となる用語集についても紹介
 - ・ 専門家による審議が活発に行われ、食品安全委員会としての「放射性物質に関する緊急とりまとめ」がまとまった

第376回 3月31日（木）

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - ・ 「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に定められた乳及び乳製品の容器包装に係る規格基準に関し、試験法の一部を改正すること」は、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された
- (2) 各専門調査会における審議結果についての報告
 - ・ 各専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

添加物専門調査会 (1品目)	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物
農薬専門調査会 (3品目)	アラクロール、ブタクロール、MCPA

- (3) 食品健康影響評価
 - ・ 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

添加物(2品目)	2-エチル-6-メチルピラジン、ピロール
動物用医薬品 (1品目)	セファロニウム

- (4) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について事務局から説明後、「加熱時に生じるアクリルアミド」を自ら評価案件として決定
- (5) 平成23年度食品安全委員会運営計画について事務局から説明後、修正済みの原案のとおり、運営計画を決定
- (6) 平成23年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項について事務局から説明後、原案のとおり企画専門調査会に対し調査審議を求めることを決定
- (7) 平成23年度食品安全モニターの依頼について事務局から報告のとおり依頼することとされた

- (8) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の点検・検討に係るファクトシートの作成について
- ・食品中のカフェインについて、事務局から報告後、委員会のホームページで公表することとなった
- (9) 食品安全関係情報（2月26日～3月11日収集分）について事務局から報告

2. 専門調査会の運営

(1) リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会合同会合 3月30日（水）

＜緊急時におけるリスクコミュニケーションについて＞

- ・東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響に対する食品安全委員会の対応状況、ホームページによる情報提供の内容等及び放射性物質に関する緊急取りまとめについて事務局から報告し、議論された

＜その他＞

- ・平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況（リスクコミュニケーション関係）、平成23年度食品安全委員会運営計画案に沿ったリスクコミュニケーションに関する取組の実施案及び自ら評価の提案案件に関する食品安全委員会の情報提供について事務局から報告した

(2) 農薬専門調査会

第6回 評価第一部会 3月9日（水）※非公開

- ・「チフルザミド」について調査審議し、継続審議となった

(3) 化学物質・汚染物質専門調査会

第6回 汚染物質部会 3月10日（木）

＜ヒ素について＞

- ・無機ヒ素に関する疫学の知見について、川村専門委員及び津金専門委員のレビュー結果が報告され、今後の評価に用いる16文献が選択された
- ・疫学研究を用いた最小毒性量（LOAEL）及びベンチマークドースの設定に関する問題点等について審議が行われ、統計学の専門家も含めた小グループで検討した上で次回審議を行うこととされた
- ・無機ヒ素について、疫学研究における飲料水濃度から摂取量への換算及び日本人の曝露について審議が行われ、今後、更に検討することとされた
- ・評価書（案）の概要について事務局から説明がなされ、審議が行われた

(4) かび毒・自然毒等専門調査会

第20回 3月8日（火）

＜座長及び座長代理の選出について＞

- ・熊谷前座長の座長退任に伴う座長の選出が行われ、芳澤宅實専門委員が専門委員の互選により座長に選出された
- ・芳澤座長より、高鳥浩介専門委員が座長代理に指名された

＜アフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1について＞

- ・厚生労働省及び農林水産省より評価依頼内容について説明が行われた
- ・評価の進め方及び評価書（案）のとりまとめ方針について審議を行い、調査会での審議で用いる評価書（案）たたき台（案）については、打合せにより作成することとなった

＜オクラトキシンA（自ら評価）について＞

- ・オクラトキシンAの評価書（案）毒性部分のたたき台（案）について事務局より説明を行い、本たたき台（案）を元に今後の審議を行うこととなった

（５）遺伝子組換え食品等専門調査会

第89回 3月7日（月）※非公開

- ・「p C o l株を利用して生産されたプロテアーゼ」について調査審議し、委員からの指摘事項について確認し、一部修正した上で、評価書（案）を食品安全委員会に報告することを決定
- ・「アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統（食品・飼料）」及び「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統（食品・飼料）」について調査審議し、継続審議となった

3. 意見交換会等の開催

意見交換会「食品添加物のリスク評価について」

3月2日（水）＜東京都港区＞

- ・長尾委員から一日摂取許容量（ADI）等を含んだ食品の安全性の考え方の他、ソルビン酸カルシウムを例とした食品安全委員会によるリスク評価の進め方、食品添加物の複合影響等について話題提供を行い、参加者からいただいた質問・意見カードを司会者が紹介しながら意見交換を実施